

介護保険制度における 指定居宅介護支援等の役割

健康福祉部介護保険課長

相藤 巨

1. 介護保険制度の意義

介護保険制度創設以前



家族がほぼ全てを担う
ことを前提とする介護

1. 介護保険制度の意義

介護保険制度創設以降



保険制度を利用して、
社会全体で高齢者の
尊厳を守る介護

2. 介護保険制度の特徴

居宅介護支援等の導入



被介護者及び家族の意思や希望を尊重した上で、専門知に基づく支援を行う役割が求められている。

3. 専門知の指針となるもの

個々の「専門知」に過不足が生じること
を防ぐため、指定居宅介護支援等に係る人員、運営基準が定められている。



国や都、区が示す基本方針や人員・運営の基準に関する条例等は、専門知に基づく居宅介護支援を実現するための、指針となるもの。

4. 目黒区指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営の基準に関する条例

第4条

指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

4. 目黒区指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営の基準に関する条例

第16条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

（4）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

4. 目黒区指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営の基準に関する条例

第16条（15）

介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

5. 介護保険制度における 指定居宅介護支援等の役割

- 介護保険制度の創設により、「介護」を取り巻く社会的環境は大きく改善された。
- 介護保険という社会保障制度は、専門知を有した人々の営みによって支えられている。
- 指定居宅介護支援は、介護保険制度における「扇の要」の役割を有している。
- 指定居宅介護支援が関わる範囲が広大であるからこそ、専門知の指針となるべき様々な基準や条例が存在している。